



# 募集

## 図書館サービス基本計画案に関するパブリックコメント(意見募集)

魅力的で利用しやすい図書館運営と図書館サービスの充実を図ることを目的として基本計画を策定します。計画案をご覧になり、ご意見をお寄せください。

### 公表資料／図書館サービス基本計画案

意見募集期間／7月6日(火)～8月4日(水)(必着)

意見を提出できる方／市内に在住・在勤・通学している方、図書館・公民館図書室を利用していらっしゃる方

### 資料閲覧場所／図書館(本館)

・北朝霞分館、市政情報コーナー、内間木支所、各出張所、各公民館および市ホームページ

### 意見提出方法／住所、氏名、

ご意見を記入のうえ、郵送、ファックス、メールまたは図書館(本館・北朝霞分

館)へ直接、提出してください。様式は自由。電話受付不可。

※メールの場合、件名を「図書館サービス基本計画案の意見」とし、添付ファイルは使用せずに、メール本文に記載してください。

提出先／〒351-0016 朝霞市青葉台1-7-26 朝霞市立図書館あて FAX 466-8441 □tosyo@city.asaka.saitama.jp

意見の公表／皆さんからいただいたご意見は、氏名等の個人情報を除き、ご意見に対する市の考え方を示して後日、市ホームページ等で公表する予定です。なお、ご意見に対する個別の回答はしません。

問／図書館 ☎466-8686

## 「彩の国景観賞 2010」作品

埼玉県では、県内の優れた景観を形成する建築物、町並み、まちづくり活動等を表彰する彩の国景観賞の作品を募

集しています。自薦、他薦は問いません。

### 部門

①たてもの・まちなみ部門：歴史的文化的の保全や良好な町並み景観の形成に寄与する建築物、工作物、町並みなど

②心にうつるおい部門：みどりを生かすなど身近な生活環境にうつるおいを与える建築物、屋外広告物、緑地や住民が主体となったまちづくり活動など

### 申込方法

建築課、埼玉県田園都市づくり課または各建築安全センターで配布する応募用紙に必要事項を記入し、いずれかの窓口を持参または郵送してください。

応募期限／7月30日(金)

問／建築課 内2592-4 ☎463-2585

## シルバー人材センター会員

### 会員資格

おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方  
内容／管理(駐輪場、市民センター等)・一般作業(清掃、屋内外軽作業等)・技

能(植木のせんてい等)・サービス(家事援助サービス等)などの各分野

### 入会説明会

日時／7月16日(金) 午前9時

定員／24人(先着順)

※事前に資料を渡します。まずは電話でお問い合わせください。

会場／朝霞地区シルバー人材センター(武道館敷地内)

※発注者の方へ：仕事も随時募集しています。危険な仕事以外は何でもご相談ください。

問／(社)朝霞地区シルバー人材センター ☎465-1033

## 准看護学校専任教員

(常勤・非常勤)

資格／看護師(臨床経験5年以上)または看護教員養成講習会修了者

募集人数／若干名

勤務時間／午前9時30分～午後5時(週休2日制)

面接／随時(電話連絡のうえ来校)

※給与など詳細は面接時に

問／朝霞准看護学校 ☎461-5051

## 環境美化推進員

募集人員／7人

対象／市内に在住している方  
役割／市内のごみの散乱状況について市への報告。市が実施するポイ捨て防止対策について積極的な参加(ポイ捨て防止キャンペーン・清掃活動・花いっぱい運動など)。

申込方法／7月30日(金)【必着】  
までに氏名・年齢・住所・電話番号・応募の動機を記入のうえ、〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 環境保全課あてに郵送、ファックス、メールで。書式は自由。

問／環境保全課 内2262 ☎463-1504 FAX 467-0770(代表)  
□kanryo\_hozen@city.asaka.saitama.jp



## ご案内

## 7月7日は明かりを消そう 地球温暖化防止二斉行動(エコウエーブ)

埼玉県では、九都県市と連係し県内市町村、企業および県民の皆さんに7月7日(水)午

後8時からの一斉消灯を広く呼びかけています。ご家庭などでもこの機会に明かりを消して、地球温暖化について考えてみませんか。時間は皆さんの判断でご協力をお願いします。

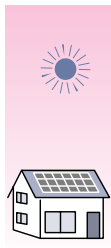
問／環境保全課 内2264  
☎463-1512

**太陽光発電システム設置費補助制度申請はお早めに！**

今年度はすでに50件を超える申請をいただいております。6月16日(水)現在の予算残額は約30件分です。

申請額が予算額に達した時点で締め切りとなりますので、ご希望の方は、お早めに申請をお願いいたします。詳しくは、環境保全課までお問い合わせください。

問／環境保全課 内2264  
☎463-1512



**朝霞市自治会連合会定期総会が開かれました**

5月21日(金)、ゆめばれすで自治会連合会の平成22年度定期総会が開かれました。新し

く自治会長になった方々の紹介と、退職された自治会長への感謝状贈呈を行った後、平成21年度事業報告・収支決算、平成22年度事業計画、収支予算などを審議し承認されました。

なお、次のとおり新役員が決定しました。

顧問／金子好隆さん(朝霞市社会福祉協議会長)

会長／島礼次さん(向山自治会長)

副会長／川野紀代美さん(シヤルマンコーポ第二朝霞自治会長)・梶原孝男さん(下の原町内会長)・伊藤

允光さん(浜崎上町内会長)

会計／岡崎和広さん(霞台町内会長)・松田忠男さん(浜崎団地自治会長)

理事／鈴木昭八さん(緑ヶ丘親交会長)・高橋優さん(下の原南部町内会長)・

星野隆さん(溝沼第一町内会長)・獅子倉康治さん(溝沼下町内会長)・深津

廣良さん(中央町内会長)・水久保亀幸さん(仲町町内会長)・谷内周平さん(栄町町内会長)・松井宏之さん(東かすみ台町内会長)

・醍醐清さん(田島町内会

**夏の交通事故防止運動**  
7/15(木)~24(土)

**重点目標**

- ・児童、生徒の交通事故防止
- ・高齢者の交通事故防止
- ・飲酒運転の根絶

**物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録いただいている方へ**

平成22年6月1日から変更届および関係する添付書類を提出することによって、現在登録中の希望業種を変更(追加および削除)できることとなりました。変更届の様式については、市ホームページ「入札・契約情報」のコーナーをご覧ください。

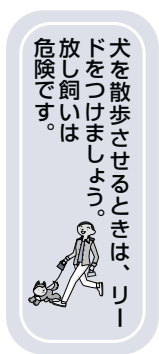
問／入札契約室 内2333  
☎463-2488

**狂犬病予防注射を忘れずに！**

狂犬病予防法に基づき、飼い犬には年1回狂犬病の予防注射と、注射済票の着用が義務づけられています。

今年度、注射済票が未交付の方は、掛かり付けの獣医師で予防注射を受けたあと注射済証明書と手数料をお持ちのうえ、環境保全課または、内閣木支所・朝霞台出張所・朝霞駅前出張所で注射済票の交付を受けてください。また、飼い犬の登録もあわせて受け付けます。また未登録の場合は、登録を済ませましょう。

料金／新規登録手数料：300円  
注射済票交付手数料：50円  
問／環境保全課 内2262  
☎463-1504



**電子申請・届出サービスシステムが新しくなりました**

電子申請・届出サービスとは？  
インターネットを利用して自宅等のパソコンから申請・届出をすることができるよう

サービスです。埼玉県と共同でシステムを運用し、このサービスを提供しています。

申請可能な手続きの種類や利用方法などの案内は、ホームページまたは(https://den.shi.pref.saitama.lg.jp/)へアクセスしてください。

問／市政情報課 内2314  
☎2961 463-3152

**7月の納付**

- |             |      |
|-------------|------|
| 市県民税        | (随期) |
| 固定資産税・都市計画税 | (2期) |
| 軽自動車税       | (随期) |
| 国民健康保険税     | (1期) |
| 介護保険料       | (1期) |
| 後期高齢者医療保険料  | (1期) |

\*納期限は8月2日です。

- 納税・納付は納期限までに済ませましょう。
- 便利で確実な口座振替をご利用ください。

**埼玉県都市競艇組合からのお知らせ**

競艇開催日 7月9日(金)~13日(水)  
会場 戸田競艇場  
※朝霞市は埼玉県都市競艇組合に加盟しており、組合からの配分金をさまざまな事業に活用しています。  
問／埼玉県都市競艇組合  
☎048-823-8711  
http://www.toda-kyotei.jp/

## 住居表示板の調査を行います

住居表示が行われている地域内の建物(家屋・店舗・倉庫など)には、住居表示板が取り付けられています。しかし、新築家屋の増加や住居表示板・街区表示板の破損・脱落などで表示のない建物が増えており、このままの状態では住居表示の本来の意味が損なわれてしまいます。

そこで、今年度は次の区域を対象に調査を行い、表示板のない建物に住居表示板を取り付ける等の維持管理を実施します。

市が委託した専門業者(市が貸与した腕章と住居表示調査員証を携帯)が伺い、住居表示板の有無、現住所や世帯主の氏名、建物の形状などを調査しますので、ご協力をお願いいたします。

**対象区域** / 溝沼1～7丁目

**調査期間** / 7月～11月

**問** / 総合窓口課 内2614

☎ 463-2609



必要書類をご用意いただき、申請書を受け付けます。

※なお、支給対象になる手当は申請した翌月分からです。

父子家庭支援手当を受給されていた方も、改めて認定請求書の申請が必要です。受給条件等の詳細は、担当課まで問い合わせください。

### ③父子家庭の父親を対象とした支給期間の特例

平成22年8月1日において、児童扶養手当の支給要件に該当する父子家庭の父親には、特例期間内に申請した場合は、平成22年8月分から手当が支給されます。特例期間は、平成22年7月1日～11月30日までです。 ※8月1日以降に離婚等した場合は申請月の翌月分から支給対象となります。

### ④児童扶養手当受給中の方へ

～現況届の提出について～

すでに、児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月に現況届の提出が必要です(対象の方には、通知します)。この届を提出しないと8月以降の手当は支給されませんのでご注意ください。

～一部支給停止適用除外事由届出書の提出について～

平成15年4月施行の改正児童扶養手当法により、手当の支給開始等から一定期間(おおむね5年)が経過した受給資格者の方は、受給状況の見直し時期にあたり、手当の支給額の2分の1を支給停止される対象となります。

ただし、次の(1)～(4)に該当する方などについては、支給停止が除外されます。

- (1) 就業している
- (2) 求職している
- (3) 身体または精神に障害がある
- (4) 負傷または病気で就業が困難である。

支給停止を除外するためには「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を提出する必要があります。

※なお、該当者には個別に通知します。

### ⑤ JR 通勤定期乗車券割引制度

児童扶養手当を受給している場合、JRの定期乗車券を3割引きで購入できます。なお、通勤定期乗車券に限ります。

**対象者** / 児童扶養手当受給者または同一の世帯員で、通勤定期乗車券が必要な方(全部支給停止の方は対象外)。

**申請方法** / 子育て支援課で、「特定者資格証明書(以下「証明書」)」と「特定者用定期乗車券購入証明書(以下「割引券」)」の交付を受けてください。

**用意するもの** /

- (1) 児童扶養手当証書
- (2) 印鑑
- (3) 定期乗車券を購入する方の証明写真(6か月以内に撮影の正面全半身、縦4cm・横3cmのもの)

※有効期限内の証明書のある方が割引券の交付申請をする場合は証明書のみ用意いただければ結構です。

## ひとり親家庭に関するご案内

申・問 / 子育て支援課  
内2645 ☎463-2834

### 児童扶養手当制度

#### ①児童扶養手当制度の改正と父子家庭支援手当制度の廃止

児童扶養手当は母子家庭の母親や養育者を対象としてきましたが法律が改正され、新たに父子家庭の父親も支給対象者となります。これにより、父子家庭支援手当制度は児童扶養手当対象者と重複することから、本制度を平成22年8月1日から廃止します。

すでに、父子家庭支援手当制度を受給中の方は、今後、児童扶養手当制度をご利用願います(児童扶養手当を受給するには改めて手続きが必要となります)。

#### ②児童扶養手当を受給するには

**対象者および受給条件** / 児童扶養手当は、18歳になった後の最初の3月末までの児童または20歳未満で障害のある次のいずれかに該当する児童を養育している父母、または養育者に支給されます。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母に一定の障害がある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童

※父親が支給対象者となるには、児童を監護し生計が同一であることが要件となります。

#### (5) その他

- ・未婚で生まれた児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童など

ただし、受給者または児童が、公的年金を受けられる場合(老齢福祉年金を除く)は受給できません。また、一定の所得制限があり、支給が停止になることもあります。

### 【手当の金額】

受給者の所得に応じて手当の金額が決定します。

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	41,720円	所得に応じて41,710円～9,850円
2人	子ども1人の場合の全部支給または一部支給の額に5,000円を加算した額	
3人以上	子ども2人の場合の全部支給または一部支給の額に子ども1人につき3,000円を加算した額	

### 申請時期 /

- (1) 母子家庭の母親および養育者  
すでに、受給条件に該当されている方は随時受付中
- (2) 父子家庭の父親 7月1日(内)から受付開始

**臨時相談受付日** / 8月8日(日)、午前9時～正午まで子育て支援課窓口で相談、受付をします。

**申請場所** / 子育て支援課窓口で受け付けます。

**申請手順** / 子育て支援課窓口で児童の養育状況を伺ったのち、



## 国民年金からお知らせ

### 国民年金保険料には多段階免除制度があります

#### 保険料免除制度の種類／

- ・「全額免除制度」…保険料の全額が免除
- ・「4分の1納付制度」  
…保険料の4分の1を納付（残り4分の3が免除）
- ・「半額納付制度」  
…保険料の2分の1を納付（残りの2分の1が免除）
- ・「4分の3納付制度」  
…保険料の4分の3を納付（残り4分の1が免除）

#### 月々の保険料（平成22年度）／

- ・4分の1納付…3,780円・2分の1納付…7,550円
- ・4分の3納付…11,330円

**条件**／本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であること。ただし一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族年金の受給資格期間には含まれません。必ず一部保険料を納付していただく必要があります。このほかに、次の免除制度もあります。

- ・「若年者納付猶予制度」…30歳未満の方の保険料納付が猶予（所得審査あり）
- ・「学生納付特例制度」…学生の方の保険料納付が猶予（所得審査あり）
- ・「法定免除」…障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方の保険料が免除

免除または猶予された保険料は、将来受け取る年金額が少なくなならないよう、10年以内に納付することができます。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定額が加算されます。

☎川越年金事務所 ☎049-242-2291 埼玉国民年金電話相談センター ☎049-248-1165 保険年金課 ☎2622～3463-0284

### 年金記録の回復に伴って年金（時効特例給付）が支払われた方に遅延加算金が支払われます

- ▶時効特例給付とは…年金記録の回復に伴って過去5年以前の年金給付のことです。
- ▶遅延加算金とは…当時の年金が現在価値に見合う額になるよう物価上昇相当分のことです。

#### 対象となる方

●平成21年4月30日以前に時効特例給付が支払われた方…請求手続きが必要となります。（平成22年4月30日から5年以内にご請求してください。）

●平成21年5月1日以降に時効特例給付が支払われた方、または、これから支払われる方…手続きは不要です。（自動的に支払われます。）

※一定の条件を満たすご遺族の方も遅延加算金の支給対象となります。

※請求方法等については、川越年金事務所に問い合わせください。

Ⓞ遅延加算金詐欺にご注意ください。

☎川越年金事務所 ☎049-242-2764 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165（平日8：30～17：15）※IP電話・PHSからは03-6700-1165

#### 証明書の有効期限等／

- ・証明書 発行日から1年以内。
- ・割引券 発行日から6か月以内。発行枚数は、1回の申請につき1枚です。

#### 通勤定期乗車券購入方法／

JR 駅窓口で、証明書・割引券（ともに有効期限内のもの）に定期乗車券購入申込書（駅定期乗車券購入窓口にあります。）を提出して購入します。

※「証明書」、「割引券」は市ホームページからもダウンロードできます。

※有効期限内の証明書をお持ちの方は、郵送により割引券の申請が可能です。詳しくは市ホームページ、または子育て支援課に問い合わせください。

#### 母子家庭生活支援制度

##### ①母子家庭自立支援教育訓練給付金制度

母子家庭の母の能力開発を支援し、自立促進を図るため、指定の教育訓練講座を受講した場合、費用の一部を助成します。

**対象者**／次のすべてに該当する母子家庭の母

- ・児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の所得水準であること
- ・雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと

**対象**／雇用保険制度による教育訓練給付の指定教育講座

**支給額**／入学金および受講料の20%に相当する額（上限10万円、下限4千円）

##### ②母子家庭高等技能訓練促進費等支給制度

**対象者**／次のすべてに該当する母子家庭の母であり、現在修業中の方

- ・児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の所得水準であること
- ・資格取得が見込まれること
- ・就業または育児と修業の両立が困難と認められること

**支給対象となる資格**／養成機関において、2年以上修業を必要とする次の資格

- ①看護師②介護福祉士③保育士④理学療法士⑤作業療法士⑥①～⑤に準じた資格

**支給額（月額）**／非課税世帯の方 141,000円 課税世帯の方70,500円

**支給期間**／全修業期間（平成23年度末までに修業を開始した方に限ります）

#### 入学支援修了一時金／

非課税世帯の方 50,000円 課税世帯の方 25,000円（平成20年4月以降入学した方に限ります）

#### ひとり親家庭等医療費支給制度のご利用を

母子家庭や父子家庭または親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭等の皆さんが、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です。（児童扶養手当と同様の所得制限があります。）対象は以下のとおりです。

- ①母子家庭の母と児童 ②父子家庭の父と児童
- ③父母のない児童とその養育者
- ④父または母に一定の障害がある児童と当該児童を監護する母または父

※児童とは、18歳に達した年度の末日までの方です（一定の障害がある児童は20歳未満）。

平成22年度の後期高齢者医療保険料の納入通知書等を7月中旬に送付します。内容をご確認のうえ、期限内に納付をお願いします。また、特別徴収の方は、年金から天引きされる保険料の通知書になりますのでご確認ください。

### 保険料率の変更

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに見直します。平成22年度は下記のとおり変更となります。

均等割額 40,300円(変更前42,530円)

所得割率 7.75%(変更前7.96%)

### 保険料軽減措置の継続

所得が低い方に対する軽減措置および被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置は、当分の間、継続されることに決まりました。詳細は、納入通知書等に同封する「保険料のしおり」をご覧ください。

### 保険料の減免等

災害など特別な事情により保険料を納めることが困難な状況にあるときは、申請により徴収猶予や減免を受けられる制度があります。詳しくはご相談ください。

**納付場所** / 金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、市役所、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、コンビニエンスストア

**口座振替** / 納入通知書に添付の口座振替依頼書(ゆうちょ銀行・郵便局は備え付けの用紙)を取扱金融機関等に提出すると、保険料が自動的に指定口座から引き落とされます。窓口へ行く手間が省けて便利です。ご利用ください。

### 特別徴収から口座振替に変更できます

保険料を特別徴収(年金天引き)で納付されている方は、納付方法を口座振替に変更できます。希望される方は、「納付方法変更申出書」の提出と取扱金融機関等で口座振替の手続きが必要となります。

※申請の時期によって、直近の年金からの天引き停止は間に合わないことがありますのでご注意ください。

### 新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在ご使用いただいている被保険者証の有効期限は、7月31日(日)までです。

新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留郵便にて送付します。住所、氏名等記載内容に間違いがないか確認したうえで、大切に保管してください。8月1日(日)以降、医療機関等にかかられる場合には、新しい被保険者証を提示していただきますようお願いいたします。

## 介護保険料のお知らせ

問/長寿はつらつ課

内/2635~7 ☎463-1952

### 介護保険料額が決定しました

平成22年度の介護保険料の納入通知書等を7月中旬に送付します。内容をご確認のうえ、期限内に納付をお願いします。また、特別徴収の方は、年金から天引きされる保険料の通知書になりますのでご確認ください。

**納付場所** / 金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、市役所、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、コンビニエンスストア

**口座振替** / 納入通知書に添付の口座振替依頼書(ゆうちょ銀行・郵便局は備え付けの用紙)を取扱金融機関等に提出すると、保険料が自動的に指定口座から引き落とされます。窓口へ行く手間が省けて便利です。ご利用ください。

### 保険料の減免等

生活が厳しい状況の方、災害等の特別な事情により保険料の納付が困難な状況にあるときは、保険料の徴収猶予や減免を受けられる制度があります。詳しくはご相談ください。

### 介護保険料・後期高齢者医療保険料の休日納付相談を行います

日時/7月18日(日) 午前8時30分～正午

会場/市役所長寿はつらつ課(1階⑫⑬番窓口)

内容/保険料の納付・相談 問/各担当係へ

## 国民健康保険からお知らせ

問/保険年金課

内/2624~6 ☎463-0283

### 納税通知書を送付します

平成22年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書(納付書)を7月中旬に送付します。この納付書で、1年間分を原則8回で納めていただきます。

なお、国保税を年金から天引き(特別徴収)されていた世帯主の方には、納税通知書兼特別徴収額決定通知書を郵送します。このうち、平成22年4月以降に特別徴収されている方には、年税額・仮徴収額・10月以降の本徴収額が記載されていますので、ご確認ください。

### 納付が困難な方はご相談ください

災害など特別な事情により生活が困難になり、保険税が納められなくなった場合には、申請により保険税が減額もしくは免除される場合があります。詳しくはご相談ください。

### 特別徴収から口座振替に変更できます

保険税を特別徴収(年金天引き)で納付されている方は、納付方法を口座振替に変更できます。希望される方は、「納付方法変更申出書」の提出と金融機関等で口座振替の手続きが必要となります。

※申請の時期によって、直近の年金からの天引き停止は間に合わないことがありますのでご注意ください。

### 納付は口座振替が便利で確実です

納税通知書に添付の口座振替依頼書(ゆうちょ銀行・郵便局は備え付けの用紙)を取扱金融機関等に提出すると、保険料が自動的に指定口座から引き落とされます。窓口へ行く手間が省けて便利です。ご利用ください。

**申込時に必要なもの** / 納税通知書・預貯金通帳・印鑑(通帳の届出印)

### こんなときには国民健康保険の届け出を国民健康保険に加入するとき

・他市町村から転入したとき(職場の健康保険などに加入していない場合)

・職場の健康保険などをやめたとき

・子どもが生まれたとき

・生活保護を受けなくなったとき

・被扶養者の方が扶養を外れたとき

※75歳到達などにより被用者保険から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方は新たに国民健康保険に加入する届け出が必要となります。

### 国民健康保険をやめるとき

・他市町村へ転出したとき

・職場の健康保険などへ加入したとき

・死亡したとき

・生活保護を受け始めたとき

・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の対象となったとき(75歳になって対象となる場合は届け出不要)

### 「国民健康保険高齢受給者証」を送付します

国民健康保険高齢受給者証(以下、「高齢受給者証」)を7月下旬に世帯主の方に送付します。交付年月日から使用することができます。医療機関などにかかるときは、国民健康保険被保険者証(保険証)といっしょに提示してください。

なお、有効期限切れの高齢受給者証は、ご自分で廃棄していただくか保険年金課まで返却をお願いします。

※高齢受給者証は、70歳の誕生月の翌月(誕生日が1日の方は誕生月)から対象となり交付されます。新規に該当する方には、随時送付します。

## 後期高齢者医療保険のお知らせ

問/長寿はつらつ課

内/2632~4 ☎463-1921

### 後期高齢者医療保険料額が決定しました



**利用者負担**／原則かかった費用の1割負担  
 ※平成22年4月から市民税非課税世帯は無料  
**利用上限**／月10日以内  
 ※利用を希望される方は福祉課に申請し、利用決定を受けてください。

**朝霞市障害者移動支援事業をご利用ください**  
**内容**／障害のある方の社会生活上、必要不可欠な外出等について、移動のための支援をします。  
**対象者**／市内に住所を有する障害者等で次に掲げる各号のいずれかに該当する人  
 (1) 障害者手帳(身体・療育・療育・精神)を持っている方  
 ただし、身体障害については諸要件があります。  
 (2) 医師により発達に障害があると診断された方  
**利用者負担**／原則かかった費用の1割負担  
 ※平成22年4月から市民税非課税世帯は無料  
**利用上限**／月128時間以内  
**利用方法**／利用を希望される方は福祉課に申請し、利用決定を受けてください。

**肝機能障害が身体障害者手帳の交付対象となりました**  
 平成22年4月から、重症の肝機能障害があり、一定の認定基準を満たす場合、身体障害者手帳の交付対象となりました。手続きなどの詳細はお問い合わせください。  
 ※肝機能障害用の診断書は、福祉課に指定の用紙がありますので、お越しいただくか郵送にてご請求ください。

**福祉に関するお知らせ**

**自立支援医療(精神通院)制度の継続(再認定)の手続きが変更になりました**  
 自立支援医療(精神通院)制度の継続(再認定)申請において、前回の申請時に、医師意見書を提出している場合は、原則意見書を提出する必要がありません(ただし、医療機関が必要と判断した場合は意見書を提出してください)。  
 なお、継続申請は毎年必要です。

**自立支援医療(精神通院)制度のご案内**  
 精神疾患の治療を受けるときに、通院医療費(院外処方薬局、精神科デイケア、訪問看護ステーションも対象になります)の自己負担分を10%に軽減する自立支援医療(精神通院)制度があります。また、市では、独自の施策として、この制度で自己負担した医療費について助成を行っていますのでご利用ください。

**朝霞市障害者等日中一時支援事業をご利用ください**  
 一時的に見守り等が必要な障害のある方に日中活動の場を提供し、また、日常的に介護している家族の支援を目的とした日中一時支援事業を「すわ緑風園」などで実施しています。  
**対象者**／市内に住所を有する障害者等で次に掲げる各号のいずれかに該当する人  
 1 障害者手帳(身体・療育・精神)を持っている方  
 2 医師により発達に障害があると診断された方

●●●●●●●●●●●●●●●●  **催し・講座** 費用の記載がないものは原則として無料です ●●●●●●●●●●●●●●●●

**タマゴのカラ(殻)の不思議リサイクル教室**  
 団・閏／クリーンセンター ☎456-1593  
**日時**／7月23日(金) 午前10時～正午  
**会場**／リサイクルプラザ  
**対象**／小学4年生以上 定員／40人(先着順)  
**内容**／便利で役立つカラ(殻)の不思議について学習します。  
**申込方法**／7月16日(金)までに電話でクリーンセンターへ。  
**協力**／キューピー(株)、天神チョーク、(株)東京黒板製作所

**夏休み子どもエコ会議**  
 団・閏／エコネットあさか(リサイクルプラザ) ☎486-0222  
**日時**／8月20日(金) 午前10時～正午  
**会場**／リサイクルプラザ **対象**／小学生 **定員**／35人  
**内容**／ネパールのお話や歌、踊りをお友だちといっしょに楽しみながらエコについて考えてみよう！  
**申込方法**／7月10日(土)～25日(日)まで、きたはら・はまさき・ひざおり・みぞぬま・ねぎしだいの児童館、リサイクルプラザの窓口へ直接お申し込みください。  
 ※リサイクルプラザのみ、電話受付可。  
 ※応募多数の場合は抽せん。当選者のみ電話でご連絡します。

**いっしょにあそぼう保育園で**  
 閏／子育て支援課 内2644 ☎463-2837  
**日時**／7月13日(火) 午前9時30分～11時(雨天決行)  
**会場**／各市立保育園(北朝霞保育園分園は実施しません)  
**内容**／未就園児のお子さんもお近くの保育園で、保育士といっしょに、いろいろな遊びをしましょう。お友だちも待っています。  
**申込方法**／事前予約不要。当日直接会場へ  
 ※栄町保育園、浜崎保育園では、家庭児童相談員によるお子さんの性格やことばの遅れなどの相談を実施します。

**休日納税相談窓口**  
 閏／納税課 内2223～6 ☎463-2023  
**日時**／毎月第1・3日曜日 午前8時30分～正午  
 (1月第1日曜日は除く)  
**会場**／市役所納税課(2階20番窓口)  
**取扱税目**／市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税  
 ※下記の日程で課税内容相談窓口も開設していますので併せてご利用ください。  
**日時**／7月18日(日)、8月1日(日) 午前8時30分～正午  
**会場**／市役所納税課(2階20番窓口)  
**取扱税目**／国民健康保険税  
 ※休日のため北側通用口からお入りください。  
 ※8月1日(日)は朝霞市民まつりのため市役所駐車場のご利用はできません。

**独立行政法人国立病院機構埼玉病院 公開講座**  
 閏／☎462-1101 内464-1138  
**看護公開講座**  
**日時**／7月8日(木) 午後2時～3時  
**会場**／和光市総合福祉会館  
**第4回市民公開講座「肺がん」について**  
**日時**／7月14日(水) 午後1時30分～4時15分  
**会場**／コミュニティセンター **対象**／どなたでも  
**申込方法**／7月7日(水)までに電話で。



### 第9回なかよしサマーコンサート

申・閏/NPO法人なかよしねっと ☎476-6386

日時/7月23日(金) 午後2時開演(午後1時30分開場)  
会場/産業文化センター  
内容/朝霞児童合唱団のミニミュージカルやグループ・ドルチェのクラシック・なかよしの子どもたちのダンス  
費用/大人 800円  
小人(小学生以下:座席が必要な方) 500円  
申込方法/事前販売のみ。電話でご確認ください。  
主催/NPO法人なかよしねっと  
後援/朝霞市・朝霞市教育委員会・朝霞市社会福祉協議会

### 第27回朝霞市民まつり「彩夏祭」

閏/朝霞市民まつり実行委員会事務局(地域づくり支援課内) ☎3813 ☎463-2645

開催日時/7月30日(金)・31日(土)、8月1日(日)  
※7月30日(金)は前夜祭のみ  
会場/朝霞中央公園・青葉台公園および周辺道路、北朝霞公園野球場  
花火案内/キャンプ朝霞跡地から約7,600発を打ち上げます。  
日時/7月31日(土) 午後8時~9時  
※雨天順延の場合は、8月1日(日) 午後7時30分~8時30分  
詳細は広報あさか7月15日号でお知らせします。

### 第60回“社会を明るくする運動”朝霞地区大会

~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~  
閏/福祉課 ☎2657 ☎463-1594

日時/7月21日(水) 午後1時30分開会(午後0時30分開場) 会場/ゆめばれす(市民会館)  
内容/・朝霞第五中学校吹奏楽部演奏  
・講演会「悩める子供たちをどう救うのか」  
講師:明星大学教授 高橋史朗さん  
・川越少年刑務所による作業製品の展示販売  
申込方法/事前申込不要。当日直接会場へ  
※ご来場の方が多い場合は、入場いただけないことがあります。また、お車での来場はご遠慮ください。

### 市町村職員採用合同説明会

閏/彩の国さいたま人づくり広域連合人材開発部 ☎048-664-6681

日時/7月27日(火) 午後1時~6時 会場/さいたまスーパーアリーナ  
内容/市町村ごとに設けたブースで、各市町村の人事担当者から、職員の募集状況や勤務条件等を聞くことができます。なお、朝霞市もブースを設置する予定です。※予約不要、入退場自由。

### エコネットあさか講座

会場・申・閏/エコネットあさか(リサイクルプラザ) ☎486-0222

日 時	タイトル・内容	定 員	持ってくる物など
7月16日(金) 午前10時~午後3時	「傘布リフォーム」 “壊れた傘、使わなくなった傘の傘布を使ってエコバッグを作ります”	6人	・傘布(骨は外し、汚れは洗濯しよく落としてくる) ・チャコ ・ハサミ ・まち針20本
7月21日(水) 午前10時~正午	「固形石けん作り」 “廃食油で手作り石けんを作ります”	10人	・開かず洗い乾かした500ml牛乳パック ・マスク ・エプロン ・ゴム手袋(軍手でも可)
7月24日(土) 午後1時30分~3時	公開講座「おもちゃの病院」 “おもちゃの診断・修理を引き受けます”	当日会場へ	・壊れたおもちゃ(1人3点まで) ※必要部品代は実費をいただきます。

対象/市内在住の18歳以上の方(公開講座を除く)  
申込方法/7月10日(土)午前9時から電話または直接エコネットあさかへ(先着順)。  
※公開講座の来場者が多い場合は、受付をお断りすることがあります。

### 環境学習講座「夏休み子ども水辺教室」

申・閏/環境保全課 ☎2262 ☎463-1504 ☎467-0770(代表)  
✉kankyo\_hozen@city.asaka.saitama.jp

日時/7月24日(土) 午前9時~正午(雨天時は25日(日))  
会場/黒目川浜崎黒目橋付近(受付:リサイクルプラザ前)  
対象/市内小学4年生~6年生  
定員/30人(申込多数の場合は抽せん)  
内容/市内の川の生き物、水質などを学習しましょう。  
申込方法/7月14日(水)【必着】までに住所・氏名(ふりがな)・電話番号・生年月日・学校名・クラス名・「水辺教室参加希望」を記入のうえ、〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞市役所環境保全課あてにはがきで郵送またはファックス、メールでお申し込みください。抽せん結果は7月21日(水)までに通知します。

### 第12回みつばすみれ学園・すずらん夏祭り

閏/みつばすみれ学園 ☎471-3115

日時/7月16日(金) 午後5時~7時30分  
会場/みつばすみれ学園・すずらん(志木市下宗岡1-23-1)  
※駐車スペースに限りがありますので、路線バスをご利用ください。

### 心配ごと相談所

閏/朝霞市社会福祉協議会 ☎486-2485

【対面相談】 ※溝沼老人福祉センター休館日は休み。  
日時/毎月第1・3・5金曜日 午後1時30分~3時30分  
会場/溝沼老人福祉センター  
【電話相談】 ※祝日は休み。  
日時/毎月第2・4金曜日 午後1時30分~3時30分  
電話相談専用 ☎486-2525

### ~精神に障害のある方のご家族へ~ 統合失調症の人の回復力を高めるための家族のコミュニケーション

主催・閏/NPO法人朝霞市つばさ会 ☎465-4846

日時/7月25日(日) 午後1時30分~4時  
会場/はあとびあ(総合福祉センター)  
対象/精神に障害のある方のご家族(主に統合失調症)  
内容/心の相談カウンセラー SST リーダー高森 信子さんのDVDを使っての勉強会。  
申込方法/事前予約不要。当日直接会場へ。





催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

# わくわくどーむがらのご案内

問／わくわくどーむ  
(健康増進センター)  
☎472-6000

## 《スポーツ教室&水泳教室 第Ⅲ期(8月~9月)開講のご案内》

※次回第Ⅲ期の募集につきましては第Ⅱ期からの継続受講者が優先となります(お子さんが対象の教室を除く)。

対象／市内に在住または在勤、在学の方(医師から運動を禁止されている方は申し込みできません)。

【ご案内】参加者全員にスポーツ傷害保険に加入していただきます(保険料は下記の受講料金内に含まれています)。

### ~往復はがき応募受付クラス~ お子さんが対象のスポーツ教室&水泳教室

No	教室名	時間	日程	回数	定員	料金	対象	
1	キッズ バレエ	16:30~17:30	8/3~9/28 ※8/10は除く	毎週火曜日	8	15人	6,200円	年長~小学校3年生のお子さん
2	キッズ ボクシング	16:30~17:30	8/4~9/29 ※8/11は除く	毎週水曜日	8	20人	6,200円	小学校1~6年生のお子さん
3	キッズ HipHop	16:30~17:30	8/5~9/30 ※8/12は除く	毎週木曜日	8	15人	6,200円	年長~小学校3年生のお子さん
4	キンダースポーツクラブジュニア	15:15~16:15	8/6~9/24 ※8/13は除く	毎週金曜日	7	15人	6,300円	3~4歳のお子さんが対象
5	キンダースポーツクラブ	16:30~17:30	8/6~9/24 ※8/13は除く	毎週金曜日	7	15人	6,300円	4~6歳の未就学のお子さん
6	キッズ 空手	16:30~17:30	8/7~9/25 ※8/14は除く	毎週土曜日	7	20人	5,425円	小学校1~6年生のお子さん
7	幼児水泳教室A	14:00~15:00	8/3~8/5	火・水・木 (3日間)	15人	3,000円	水なれ・パタ足クラス	3歳以上の未就学のお子さん
8	幼児水泳教室B	15:15~16:15			15人	3,000円	クロールクラス	
9	幼児水泳教室C	14:00~15:00	8/23~8/25	月・火・水 (3日間)	15人	3,000円	水なれ・パタ足クラス	
10	幼児水泳教室D	15:15~16:15			15人	3,000円	クロールクラス	
11	こども水泳教室A	16:30~17:30	8/3~8/5	火・水・木 (3日間)	20人	2,400円	パタ足・クロールクラス	小学校1~6年生のお子さん
12	こども水泳教室B	17:45~18:45			20人	2,400円	背泳ぎ・平泳ぎパタフライ	
13	こども水泳教室C	16:30~17:30	8/23~8/25	月・火・水 (3日間)	20人	2,400円	パタ足・クロールクラス	
14	こども水泳教室D	17:45~18:45			20人	2,400円	背泳ぎ・平泳ぎパタフライ	

※7~10の教室は成人以上の保護者同伴に限り教室終了後の施設利用が可能となります。

### 往復はがき受付クラス-応募方法-

往復はがきに、希望する教室名・住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・在勤の方は勤務先を記入のうえ、〒351-0033 朝霞市大字浜崎27番地「わくわくどーむスポーツ教室」係へ。7月13日(火)【必着】

※申込み多数の場合は抽せん。 ※複数教室への申し込みも可能ですが、はがき1枚につき1人1教室まで。

結果/7月17日(土)までに返信はがきでお知らせします。

### ~館内 受付クラス~ 18歳以上の方が対象のスポーツ教室

No	教室名	時間	日程	回数	定員	料金	
15	タイ式ヨガ ルーシーダットン	10:00~11:00	8/3~9/28 ※8/10は除く	毎週火曜日	8	35人	5,200円
16	簡単パワーヨガ	11:15~12:15	8/10~9/28		8	35人	5,200円
17	武道ヨガ budokon	19:00~20:00	8/3~9/28		8	35人	5,200円
18	スタイル Hip Hop	20:15~21:15	※8/10は除く		8	35人	5,200円
19	スッキリ!パワーヨガ	10:00~11:00	8/4~9/29 ※8/11は除く	毎週水曜日	8	35人	5,200円
20	ソフトピラティス	12:15~13:15			8	35人	5,200円
21	ハタ・ヨーガ	20:15~21:15	8/5~9/30 ※8/12は除く	毎週木曜日	8	35人	5,200円
22	太極拳	11:00~12:30			8	30人	6,200円
23	はじめてのハワイアン・フラ	13:30~14:30	8/5~9/30 ※8/12は除く	毎週木曜日	8	30人	5,200円
24	ゆがみ解消!骨盤リセット	20:15~21:15			8	35人	5,200円
25	太極拳 入門	10:00~11:00	8/6~9/24 ※8/13は除く	毎週金曜日	7	35人	4,550円
26	ハツラツ!リフレッシュ体操	11:15~12:45			7	35人	5,425円
27	シニア ヨガ	13:30~14:30			7	35人	4,550円
28	ダンスエクササイズ	19:00~20:00			7	35人	4,550円
29	キックボクササイズ	20:10~21:00	8/7~9/25 ※8/14は除く	毎週土曜日	7	35人	3,850円
30	スタイル Hip Hop 入門	11:30~12:30			7	35人	4,550円
31	骨盤コントロール	14:00~15:00			7	35人	4,550円
32	ダイエットピラティス	11:30~12:30	8/1~9/26 ※8/29は除く	毎週日曜日	8	35人	5,200円
33	キックボクシング教室	12:45~13:45	8/8~9/26 ※8/15は除く		7	25人	4,550円

2次募集/7月14日(水)の時点で、定員に満たない教室がある場合は、7月15日(木)から2次募集を行います!

※7/1(木)~13(火)は継続者優先期間となります。わくわくどーむ館内掲示板でお知らせいたしますので、ご覧ください。なお、申し込みはわくわくどーむ窓口のみで受け付けます。

※電話での申し込みはできませんので、ご了承ください。また、申込手続きは教室を受講する本人が必ず行ってください(お子さんが対象の教室はその保護者が行ってください)。

なお、2次募集につきましては市外(志木市、新座市、和光市など)在住の方もお申し込みいただけます。

※教室終了後、そのまま施設をご利用いただけます。募集概要はホームページにも掲載しています!

<http://www.wakuwakudome.jp>

主催/Fun Space 株式会社(指定管理者)

